

2016 年度第 2 回日本農業経済学会常務理事会 議事録(案)

開催日時:2017 年 3 月 4 日土曜日 13:00-17:15

場所:東京大学農学部 1 号館 324 教室

出席(敬称略)者:盛田, 小田, 坂爪, 玉, 松本, 内藤, 松下, 大石, 松田, 品川, 加治佐, 立川, 大江, 櫻井, 耕野, 加藤, 小山, 保永, 前田, 神代, 首藤, 武石(事務局)

1. 会長挨拶

2. 議長選出

会長が議長を務めることが承認された。

3. 千葉大大会について

(ア) 企画担当副会長・常務理事より, 大会シンポジウム, 個別報告(口頭報告・ポスター報告, 特別セッション), 日韓シンポジウム, 日本学術会議公開シンポジウムの概要について説明が行われた。

(イ) 大会校常務理事より大会準備の進捗状況について説明が行われた。懇親会と大会 2 日目の弁当の申し込みはメールにて事前申請方式を採用しているが現時点での申し込み状況は低い。この件についてさらなる周知が必要であることが確認された。

(ウ) 総務担当常務理事より, 大会総会における通常報告予定事項について説明があった。

① 次年度からの総務担当常務理事は東京農工大学の草畑会員が務めることが関東理事会での承認を受けていることと合わせて報告があり, 承認された。

② 会員数の推移について説明があった。

4. 審議事項

(ア) 2018 年度大会について北海道大学での 5 月の開催について了承された。また大会開催校担当会長指名理事として東山寛会員の就任が了承された。

(イ) 会則の改正について

以下について理事会, 総会での審議事項として諮ることが確認された。

① 学生会員資格の変更について(会則 4 条, 5 条)

財政上の健全化と学生の学会活動への積極的な参加を促すために, 更新は可能とするが単年度資格とすること, 定期刊行物の配布を行わないが会費を 3000 円に引き下げることが要点(財務担当報告部分を参照)。

② 役員任期の改正(会則 10 条)

北海道大会の 2018 年 5 月開催に伴い, 学会業務の空白を生まないために現役員の 2018 年 5 月までの任期延長が必要となる。このような状況への対応を可能とするための会則 10 条の役員任期について改正を行う。役員任期最終年に開催準備を行う大会の開催時期によって任期を延長しうること, それには前大会総会での承認を得ることがその改正のポイント。

③ 連携委員会の常設化について(会則 15 条)

社会との連携を深める目的を進めるための活動を具体化するための常設委員会設置(会長報告参照)

(ウ) 役員選出に関する細則の改正

以下について理事会での審議事項として諮られることとなった。理事会での承認を得た場合、総会で報告される。

① 新理事会の成立要件の改正(第 4 条)

会長・副会長選出のための新理事会の成立要件が現行では 3 分の 2 以上の新理事の出席となっていることについて理事会の成立要件と同じく過半数以上の出席とすることが認められた。

(エ) 役員業務等に関する細則の制定, 改正

以下について理事会の審議として諮ることが承認された。

① 会員および会費関係の改正(第 4 条)

会則第 4 条, 5 条の学生会員資格, 会費の改正に伴う改正
名誉会員にもとめる寄付の 15 万円から 20 万円への増額

② 国内学術交流関係の改正(第 10 条)

日本経済学連合評議員を会長, 学会賞・国内学術交流担当が務め, 会長補佐あるいは総務担当常務理事が代理を務める内容に改正(学会賞・国内学術交流担当報告を参照)

③ 連携活動に関する条文制定(第 12 条) 会則 15 条の改正に伴う

④ 改正条文(第 13 条)第 12 条を 13 条とする

(オ) その他の細則の制定, 改正

① 学術賞・奨励賞選考細則の制定

• これまで選考委員会でのマニュアル文書だったものを再検討し細則として制定する(以下の学会賞・国内学術交流担当報告参照)。

② 国際委員会細則の改正

• 国際委員会の構成員について, 現行では役員と前国際担当副会長・常務理事に限定されている内容について, 他の委員会細則同様に役員ではなくとも適任者を構成員とできるように改正する。(以下の国際担当報告参照)。

③ 連携委員会細則の制定

• 学会の社会との連携活動を持続的に進めるための連携委員会の設置が認められ(上記会則の変更, 以下の会長報告参照), それに伴う細則の制定を行う。なお、2017 年度に限り、任期(第 4 条)は 1 年とすることを附則等で明記。

5. 各担当報告

(ア) 企画

- 大会開催に関する申し合わせを確認した。これに合わせて大会開催校の決定プロセスについて役員業務等に関する細則での記述の改正について検討を続けることになった。
- 大会準備の進め方とくに個別報告申請の受け付け体制ならびにプログラム作成までの一連の作業についての企画, 総務, 事務局などの担当委員間の業務分担のあり方を検証していくことの必

要性が提起された。

(イ) 総務

- 会長補佐・総務担当業務について報告があった。
- 上記会長指名理事の担当についての検討。会長指名理事である総務担当常務理事(2年目は会長補佐常務理事)については、現在のところ関東所属の11機関のローテーションによって選出されているが、2019年度につくば研究機関からの担当者推薦によってこのローテーションは一巡する。その後のこの学会総務業務の担当機関のあり方について検討が必要になっていることが総務担当副会長から紹介があり、この検討のためにWGを組織し検討を始めたいとの提起がなされ承認された。
- 総務担当常務理事より、会員名簿の利活用についてその方向性についての案が示された。住所や電話番号などの個人情報に記載せず、会員の提供意思に基づいた研究交流上に利する会員情報を取りまとめる内容で検討されているが、会員によるその情報へのアクセスのあり方およびその費用について今後も慎重に検討を続けることになった。

(ウ) 財務

- 財務担当常務理事より2016年度の決算について仮報告があった。決算報告ならびに監査については、事業委託を行っている一般財団法人農林統計協会の会計担当者の変更などにより作業が遅れていること、理事会に向けて決算、監査の作業を進めていくことが報告された。現時点で判明している決算の要点は以下の通り。会員納付率の低下や印刷事業費増加などにより、学会全体の収支状況は赤字となっている。印刷事業費については論文集廃止による費用節減効果が当初、期待されたほどではなかった。これを受けて、2017年度予算案が示され了承された。
- 今後の財政運用の方針について財務から提案がなされた。(1)特別会計IIのうち、国際活動支援と学会誌論文の電子化については、それぞれ基金化し将来的な運用計画を立てやすくすること、ただしJB賞についてはその資金の積み増しは行わないこと、(2)会費や会員資格について見直すことが提案された。
- 会員資格と会費については以下の点が議論された。現在、退会時に適切な措置をとっていない学生会員が多い。会員管理の適切化と積極的な学生の入会促進のために、学生会員資格を単年度化する。具体的には、学生会員の会費を年3000円とするが(現行4250円)、定期刊行物の配布は行わない。また今後の新規名誉会員に対し寄付金の増額を依頼する。これらについて承認を受け、理事会での審議事項として諮られることになった。
- また、印刷事業費増加への対応として個別報告論文の投稿審査料の徴収の必要性および料金の原案が示された。これについては、関連する個別報告論文の投稿要件としての会員資格と合わせて編集委員会を中心に原案について検討されることになった。
- 財務担当常務理事については、来年度は1名体制とすることが確認された。
- 監事を北川会員にもう一年お願いすることになった

(エ) 情報

- 情報担当常務理事より J-STAGE, Ageconsearch への学会誌論文の登載状況について報告があった。
- 著者による機関リポジトリなどでの公開についても J-STAGE 登載後であれば J-STAGE との契約上問題はないことが示された。
- 学会のニューズレターの編集・配信業務を検討していることが示された。

(オ) 学会賞・国内学術交流

- 総務担当副会長より、2016 年度の学会賞選考委員会の選考結果について報告があり、認められた。
- これまで選考委員会でのマニュアル文書だったものを再検討し学術賞・奨励賞選考細則として制定することが総務担当副会長、学会賞・国内学術交流担当常務理事より提案され、原案について承認され、理事会での審議に諮ることが了承された。
- 学会賞・国内学術交流担当常務理事より、日本農学会での社会科学系学会の活動を活発化させる取り組みが必要であること、日本経済学会連合での会長の評議員としての参加など、社会との連携活動を進める取組の推進方針が示され了承された。またこれらの学会・団体の HP について学会 HP のリンクを張ることなどの提案がなされ了承された。
- また、日本農学賞候補者について今回は推薦を見送ったこと、日本学術会議会員・連携委員に会長経験者を推薦したこと、日本農学会の常任委員に北原理事に就任を依頼し了承を受けたことなどが紹介された。
- 千葉大会開催期間中に開催予定の農業経済学会関連学会協議会・同編集委員長会議の主な議事などについて紹介があった。

(カ) 国際

- 国際委員会の構成員について、現行では役員と前国際担当副会長・常務理事に限定されている内容について、他の委員会細則同様に役員ではなくとも適任者を構成員とできるように改正する。これについて承認を受け理事会の審議に諮られることが了承された。
- 日韓シンポジウムを開催する準備などを進める日韓小委員会を国際委員会の小委員会として明確に位置づけることが再確認され、相互の活動の連携を深めていく必要性が確認された。
- 会員による学会の国際化活動への支援について以下のような強化案について提案され認められた。(1)派遣支援の対象となる国際学会についてその対象を広げること、ただしその対象学会については会長・国際担当副会長の事前の承認が必要となる旨を特別会計 II の使用ルールにおいて明記すること、(2)JB 賞の支援上限の緩和。
- 2017 年 1 月開催のアジア農業経済学会バンコク大会での特別会計 II からの開催援助支出について報告があった。またこの大会の理事会において、不破会員が次期会長に内定したこと、2023 年の日本開催について内定したことが報告された。

(キ) 編集

- 和文誌編集長、英文誌編集長の交代について審議され承認された。齋藤勝宏会員、不破信彦会

員が会長指名理事として総会で承認を受ける。

- 和文誌, 報告論文, 英文誌編集委員の交代について報告があった。
- 和文誌, 英文誌の論文投稿, 審査, 採択状況について報告があった。
- 大会関係論文の編集日程の変更について報告があった。作業日程の逼迫を解消することで、会員に対し、大会時のコメント等を反映させながら精度の高い投稿を期待する。
- 和文誌の岩波書店との契約更新の内容について報告があった。契約買取数の削減ならびに出版後1年に満たない論文について会員に限っての電子化公開を可能とする内容。ただし、後者については技術的な対応も必要となり、今後の対応を検討することが承認された。
- 編集担当副会長より学会誌賞選考委員会の選考結果について報告があり認められた。

(ク) 会長

- ① 社会連携活動を推進するための連携委員会の今年度の活動について報告があった。
 - 今年度は、盛田会長, 玉副会長, 坂爪副会長に加えて、会長指名理事として草苺会員(神戸大), 冬木会員(東北大), 木村委員(農林水産省), および神代会長補佐・首藤総務担当両常務理事で連携委員会を組織し、委員会の活動についての検討を行った。政策策定機関, 経済学研究団体, マスメディアなどとの連携を通じて学会活動の社会の貢献を進めていくことが検討された。また実際に、2017年2月8日に連携委員会と副会長が農林水産省に出向き、相互の活動に関する連携の可能性について意見交換を行ったことが報告された。
 - この連携委員会については、2017年度以降に常設委員会として位置付けることが提案され、承認された。会則, 細則の改正・制定などについて理事会, 総会に諮ることが確認された。
- ② 丸善『農業経済学事典』の編集業務について進捗が紹介された。

6. その他

総務担当常務理事より総会資料作成のための協力の依頼があった。

以上